

江戸遺跡研究会第91回特別例会は、2003年7月19日(土)午後1時より江戸東京博物館会議室にて行われ、水本和美・池田 治・伊平 敬の各氏より、以下の内容が報告されました。

新宿区水野原遺跡の発掘調査 - 幕末期を中心に -

水本和美

(財団法人新宿区生涯学習財団)

1. はじめに 水野原遺跡の概要と調査の経過

水野原遺跡(新宿区 110遺跡)は、現在の東京女子医科大学病院の総合外来センターにあたる新宿区若松町4に所在する。本遺跡は、平成11年12月27日から平成12年11月末にかけて、約8,440㎡を対象に発掘調査を実施した(第1・2図)。その結果、上から001面~005面と呼称する5枚の遺構確認面のうち、003面までは江戸時代、004面は縄文時代、005面が旧石器時代に相当することが明らかとなった。江戸時代の遺構は総数約2,500基以上、遺物は整理箱にして約1,800箱である。

調査区は、『御府内場末往還其他沿革図書』や江戸切絵図などから、江戸時代の紀伊徳川家付家老で新宮城主水野家下屋敷をはじめ、尾張徳川家川田久保屋敷、本多家下屋敷、旗本筒井家下屋敷、旗本永見家下屋敷など、複数の家の屋敷地を含むことがわかる(第5図)。そして、その変遷を裏付けるように、003面から001面にかけて屋敷境を表す溝状遺構が各時期に検出されている(第6図)。確認面とその時期の遺構の展開、出土遺物を合わせると遺跡のおおまかな土地利用は以下のように考えられる。003面は本遺跡における江戸時代の土地利用の開始時期に形成され、17世紀中葉ごろまでは遡ることができるがそれ以前については不明である。002面は、18世紀代の17世紀末以降19世紀初頭頃と考えられる。001面は、19世紀初頭から19世紀中葉に相当する。ただし、付近は1855年の安政の大地震と1859年の火災により罹災しているため、罹災後の1850年代後半以前と以後について区別している。

2. 水野家下屋敷と三楽園焼 幕末期の様相

水野家下屋敷部分からは「三楽園製」の文字が刻印(第10図)あるいは染付された磁器や軟質陶器が多数出土した。さらに、これらは完成品のみでなく、未完成の状態のものや、これらの製作に使用されたと考えられる窯道具なども出土した。これらは、『南紀徳川史』に、紀州藩主徳川治寶の没し、紀州藩のお庭焼き偕楽園焼がとだえて十有余年の歳月がたったころ、安政年間に水野忠央が

江戸原町の屋敷に於いて交趾焼を再開し、「三楽園製」の印を押して製造したが失敗した、とされる水野家のお庭焼き三楽園焼であると考えられた。

新宮城主水野家の上屋敷は寛文5年(1785)以来、市谷浄瑠璃坂(3,941坪、新宿区砂土原町)にあり江戸幕府瓦解まで存在した(第1図)。その上屋敷に隣接する市谷田町一丁目遺跡では、水野家関連の資料と考えられる「立沢瀉」の家紋を持つ青織部徳利や軒丸瓦・壁瓦などが出土している。

本遺跡に相当する場所に、新宮水野家が屋敷を拝領した時期については、慶長11年(1606)以前に、新宮水野家初代重央が家康・秀忠の鷹狩りに供奉した際、本遺跡地付近で家康に杖で土地を示され、「別荘」として屋敷地を賜ったとされるが、事実であるかは不明である。『江戸大絵図』(明暦3年[1657])には当該地あたりに「水野淡路守下屋敷」の記載がみられるためこのころには既に成立していたと考えられる。なお、下屋敷の面積は、享保2年(1717)の記載によれば13,770坪となっている。天明5年(1785)この下屋敷のうち600坪を西丸小納戸の越智小十郎拝領屋敷小日向龍慶橋(新宿区新小川町の860坪と相對替して下屋敷として利用している。以後も相對替の記録がみられ下屋敷の面積は差引350坪分が減少しているはずであるが、『御府内場末往還其他沿革図書』の延享2年(1745)と嘉永4年(1851)年の図では敷地の形に変化はみられない。また、水野家は現新宿区喜久井町に文化4年(1821)より「牛込原町下屋敷」と呼称する下屋敷(1,020坪)を所有していたが、これが本遺跡地の「市谷原町下屋敷」と紛らわしいため、天保11年(1840)「牛込原町下屋敷」を「牛込原町中屋敷」に改めている。

『沿革図書』や切絵図の記載から、本遺跡は水野家「市谷原町下屋敷」の屋敷内のうち、南西部の一角に相当する(第7図)。また、屋敷地の表側は遺跡北の原町側の道に面していたと考えられる。屋敷地の面積13,770坪は上屋敷の3倍の面積であり、火事の際の避難場所あるいは世子の住居となっていたことがうかがえる。このことと遺構の展開状況などから、屋敷内に御殿が存在し、こうした建造物は屋敷地の北側にあったことが推測される。幕末期には、当地で南に隣接する尾張藩川田久保屋敷の土地を借りて、騎馬訓練を行った記録があり、このことから、北側の建物空間に対して南側に開けた空間(庭部分)があったと考えられるのである。

さて、水野家下屋敷では003面段階には屋敷境を表すと考えられる溝状遺構を掘削し、続く002面段階に入ると、その溝の内側に溝状遺構が掘削され、さらに内側に畝状遺構がみられる。001面段階、北側にはピットや石組み溝などで構成される建物空間、南側には植栽痕や大型土坑などで構成される遺構密度の薄い空間が広がり、前述した屋敷内の配置に合致すると思われる。この、庭空間と考えられる南側の遺構と、尾張藩川田久保屋敷との境界から、多数の三楽園焼が出土した。窯道具を含め、三楽園焼関連資料は整理箱にして約170箱にのぼる。

新宮城主水野家は、田辺城主安藤家とともに、紀伊和歌山藩徳川家の付家老を勤めた家であり、「立沢瀉」を家紋とする。付家老とは、徳川御三家に将軍が藩政への監督指導のために派遣した家老であり、大名並の待遇が与えられはしたが将軍からすれば陪臣の身分であった。初代重央の父水

野忠分は徳川家康の生母於大の方（伝通院）の兄であり、他の水野家一族は大名に列せられるなかでのこうした身分には新宮水野家は不満をもっていたようである。

水野家下屋敷において三楽園焼が製作された理由には、水野家の複雑な立場が反映していると考えられる。ちなみに、三楽園焼を焼かせた水野忠央は徳川治寶の死後、紀州藩の実権を握り、井伊直弼と組んで第14代将軍徳川家茂を将軍に押し上げた人物である。

このほか、下記の尾張徳川家からは、水野土佐守に詠歌短冊返礼として弘化2年（1845）に「瀬戸焼花活」1箱が「下賜」されている。

3．尾張徳川家川田久保屋敷と長屋 幕末期の様相

尾張藩の遺跡地内の土地利用は、先の水野家と比較すると、高密な形で土地利用が行われていたようである。それは、調査区が屋敷地内では最奥の空間にあるにもかかわらず、002面段階で多くの遺構が検出されたことによる。ただし、文献上では、文化4年8月17日の記事として、「（前略）川田久保御屋敷等明地之分（略）」とあり、文化4年（1807）の時点では遺跡地も明地と表現されるような利用のされ方であったと思われる。

屋敷拡張と川田久保長屋建設

尾張藩は、川田久保屋敷を西端本多家下屋敷側に拡張している。これは、市ヶ谷地域における屋敷地獲得の動きの中で発生したできごとであると考えられる。拡張した部分の敷地を含めて、尾張藩は藩士の居住する長屋を建設したようである。このことは、水野原遺跡の発掘調査の重要な成果の一つである。

長屋の間取り

検出した遺構群から、この長屋の空間構造と間取りについて示した（第8図）。

A-001-25号・A-001-26号遺構は、建物の規模と間取りから長屋と推測した。後述する「川田久保御屋鋪御長屋之図」（註1）の長屋とは別であるので、仮にA-001-25号を北棟、A-001-26号遺構を南棟としておく。『御府内沿革図書』や切絵図などから、この2棟はともに間口方向は、南側であると考えられる。

北棟は、確認できた範囲では東西28間・南北4間の東西に長い、川田久保屋敷では最も北寄りに建てられた建物である。北棟から約3間北側には塀跡（B-001-495号遺構）とおそらくそれに平行する地境の溝が設けられている。北棟の北側の壁と塀の間にはこの面では遺構はほとんど検出されていない。ただし、遺構を検出していない範囲は、谷埋めの盛土部分に相当しており、遺構密度が直ちに長屋裏手の空間の利用を反映していないかもしれない。

北棟の2間半南側には、南棟との境と考えられる柵列（A-002-37号遺構・A-002-39号遺構）が、さらに生垣と柵列（A-002-18号遺構）が配されている。そしてこの境部分の南のライン上には、井戸が3基みられる。この井戸が北棟と南棟のどちらに帰属するのであろうか。南棟とA-002-37号遺構・A-002-39号遺構の距離は、北棟の北側の柵列までの距離とまったく同じであるので、ここを境

とすると、井戸は空間的には南棟に帰属することとなる。ただし、元治元年（1864）の「川田久保御屋鋪御長屋之図」（第9図）からは、北棟に帰属することが考えられる。

南棟についても、前面に生垣がみられる。また、この生垣の内側には胞衣皿埋納遺構が検出されている。ほかに大甕も埋設されていた。胞衣皿は、長屋の居住者（基本的には尾張藩士か）に男性単身者のみでなく女性のいた可能性を窺わせるものである。この長屋が1850年代後半に罹災したために廃棄されたと思われるB-001-444号遺構などの遺物群中に、化粧道具がみられる。しかも、携帯されたものでない可能性の高いお歯黒道具のうがい茶碗とみられる資料（大碗・肥前・丸形）などを含んでいる。元治元年段階の居住者（予定者か）については、前節で検討しているが、検出された長屋の住人についても今後出土遺物などを合せて検討していく必要がある。今回は、検討を行っていない土製品や墨書・釘書きなどの文字資料なども合せて分析をすすめることにより、居住者についても明らかにできる部分は多いと考える。

次に建物の基礎構造についてふれておく。北棟と南棟は空間構造や柱筋から、同一の設計図（おそらくは同一の方眼上）により建てられたと考えられる。北棟、南棟ともに、長屋の構造材の基礎には礎石を用いたようである。礎石を検出していない部分にも礎石のあった可能性はある。A-001-115号遺構には、こうした基礎から廃棄されたと考えられる礎石が検出されている。礎石基礎を用いた部分は、谷埋めの盛土がされている範囲のみのようで、地山（関東ローム層）部分では、基礎構造を変えている可能性がある（A-001-40号遺構など）。建物の地盤により基礎構造を変える例は、低地での筏地業以外に、台地においても新宿区・南町遺跡の建物礎石の構造変化（96号遺構）などがみとれる。建物の普請においては、おそらくかなり柔軟な形で、地盤の変化に対応したのではないか。ちなみに、後述の通り、川田久保屋敷の長屋については、1855年に3棟が半壊したとの記録があり、「半壊」の部分がこの基礎構造の変化の部分にあたる可能性も考えた。しかしながら、礎石基礎が建物半壊によって取り去られてその後A-001-40号遺構により修復が行われたとすれば、地山部分にも旧基礎構造の跡としての礎石（掘り形）などが検出されるはずである。そのような跡が検出されない以上は、この基礎構造の変化は当初からのものと考えるのが妥当であろう。

北棟・南棟ともに、東西方向の南側に間口を持つと考えられる。これは、屋敷全体の表間口の方が南側であること以外に、A-001-25号遺構での柱筋A列では1間間隔で礎石基礎が並ぶのに対し、柱筋B列では一部掘立柱基礎が入る部分があるなどの理由からである。南側を間口として、柱跡が確認できた部分では、ほとんどが間口2間・奥行き3.5間で、手前2間×1.5間と奥2間×2間に部屋が分かれるようである。今回の調査では、土間や（床束柱などによる）床の存在を窺わせる結果は出ていない（001面の硬化面があるいはそうであろうか）。このため、これ以上の間取りの詳細については不明である。「川田久保御屋鋪御長屋之図」の検討によれば、間口1.5間～4.5間がみられるが、2間が最も多い。3間・4間となると、姓名は2名確認できるようである。

住人の問題とも合わせ、長屋の間取りは尾張藩全体の江戸屋敷の利用についての動向と不可分のものと推測できる。このことを考えるには、建設時期の年代的な整理を行っておく必要がある。

長屋礎石の出土遺物からみた長屋建設時期は、瀬戸・美濃産磁器の端反碗で経塚山西窯を指標とする製品から1810年代～1820年代頃が下限と考えられた。ただし、長屋建設に先立ち、尾張藩川田久保屋敷の拡張前の屋敷地を整理した際（D-002-247号遺構に）廃棄されたと考えられる遺物中に、文化元年（1804）の紀年銘資料があるため、上限については、1804年以降とすることができると考えられる。大型土坑の廃絶状況、遺物の廃棄の様相などからみても、拡張前の屋敷地の整理～長屋建設までが一連の普請の流れとして連続的に行われた作業である可能性は高い。この普請事業が一連の工程に基づくものである可能性は大きいですが、002面での屋敷地の整理と、続く建物の普請は別の段階とした。

また、長屋の存続期間についてであるが、後述する罹災の時期と出土遺物から、1804年～1820年代の間で建設されて以後、1850年代後半まで存続していたものと考えられる。さらに、前述した文献資料から、高密度な土地利用（長屋群など）の時期は1807年以後になるとも推測できる。

南北2棟の間取りは、元治元年（1860）の尾張藩の「川田久保御屋鋪御長屋之図」（名古屋市蓬左文庫所蔵）に記された長屋の間取りに酷似していた。このため、遺構として検出された2棟の長屋が、絵図に記された13棟の長屋に含まれるのが当初から問題であった。結論から言えば、検出された長屋、つまり遺跡内に実在した長屋は、描かれた長屋とは別のものであることがわかった。その理由は、後述の通りである。

川田久保長屋火災！

尾張藩川田久保屋敷は、安政2年（1855）に安政の大地震、あるいは安政6年（1859）の火災により罹災している。先の火災では川田久保屋敷にあった長屋のうち3棟が、後の火災では全焼したとされる。

接合前の集計総数が、30万点を超える遺物が出土したB-001-444号遺構を中心とした遺物群は、その量と組成から、川田久保屋敷長屋に住んだ多数の世帯の持ち物であり、そしてそのほとんどが長屋の住人であった藩士のもと考えられた。どちらの災害も隣接する水野家下屋敷にも影響していると考えられ、C-001-528号遺構については、水野家側からの廃棄も推測される。B-001-444号遺構については、共伴する可能性のある時期にかかわらず三楽園焼の出土があまりみられず、かわって復興織部や楽々園焼の出土が目立つことなども尾張側の廃棄であると考えられる根拠である。ほかに、出土遺物の中には、尾張藩士で瀬戸の陶工となった市江鳳造の号がへら書きされた資料もある。

年代は1810年代～1860年代を中心とし、1855年頃を上限とする白磁の寿文皿もみられる。また、被熱した資料も多く見られた。このことから、1855年以降に、川田久保屋敷が焼失し、不要となった建築部材である瓦や釘、陶磁器・土器類をはじめとする家財道具が同遺構に廃棄されたと推測できた。ただし、この火災が1855年と1859年のどちらであるのかは不明のままとなっている。例えば、今回推定個体数の算出を行ったB-001-444号遺構とC-001-528号遺構以外にも、尾張藩川田久保屋敷長屋の火災による廃棄資料の推定個体数を算出し、建物が半潰した3棟あるいは全焼のどちらにより蓋然性があるかを検討すればこうした点を明らかにできた可能性がある。しかしながら、時間の

制約もあって、こうした集計は行っていない。そこで、材質別一覧による総量を改めて紹介し、合計を出してこうした傾向の一応の予測としておく。出土遺物の内容については、川田久保屋敷長屋の火災による廃棄資料とした根拠として、年代や器種・器形、被熱の痕跡を観察したため、定性的な組成についてはほぼ同様であると考えている。

B-001-444号遺構 304,663点 (43,258,925 g)

D-001-543号遺構 185,157点 (5,036,138 g)

D-001-544号遺構 2,459点 (333,079 g)

C-001-528号遺構 41,981点 (885,814 g)

B-001-415号遺構 64,329点 (4,621,311 g)

B-001-491号遺構 32,319点 (1,358,965 g)

これらの合計は、630,908点 (55,494,32 g) となる。

尾張藩が藩士を住まわせるための長屋についてであるが、周辺の尾張藩上屋敷跡である市谷本村町遺跡では、肥前産磁器の広東碗や厚手U字高台皿、瀬戸・美濃産陶器の柳茶碗や馬の目皿などが多数あり、18世紀後葉頃には多くの住人の存在を窺わせる。これに対しB-001-444号遺構では、瀬戸・美濃産磁器の端反碗出現以降の製品が主体である。これらの長屋には時期差があると思われる。

屋敷再建と「川田久保屋鋪御長屋之図」

尾張藩川田久保屋敷の長屋は、記録によれば1859年には全焼している。「川田久保御屋鋪御長屋之図」はこの火災後の元治元年(1864)のものである。水野原遺跡で発見された北・南2棟の長屋と、描かれた13棟の長屋の位置を推定し、第5図に示した。厳密に正確な比定を行うのは困難であったが、2つの長屋が別の場所にあることは明らかである。ちなみに、前節での指摘の通り、L棟・M棟の裏手が広く取られているのは、埋没谷の位置と関係があると思われる。この図が元治元年当時の長屋群を描いたものであるなら、1859年～1864年の間に全焼した長屋が再建されていると考えられる。

ところで、元治元年には尾張藩上屋敷でも長屋を描いた屋敷絵図が2点存在する(「元治元年後屋形御長屋之図」(名古屋市蓬左文庫所蔵)。この図は上屋敷の御殿部分を一切描かずに空白とし、長屋部分には間口や人名、役職名など詳細な書き入れがある。表題や「明御長屋」などの表現、墨・朱の別などここで報告した絵図との共通している。同図は渋谷葉子氏によって、元治元年(1864)年の実態を示した図と解釈されている。「川田久保御屋鋪御長屋之図」と同年であることから、同様の目的で製作されたのであろう。先の図について分析した渋谷氏は、元治元年に江戸在府が大幅に減少したために多くの空家が生じたことや、同図に取り壊しを指示した付箋が貼ってあることから長屋の縮小傾向を読み取っている。

「川田久保御屋鋪御長屋之図」についてもこうした背景の中で作成されたものと考えられる。つまり、1859年に全焼した長屋群は、1864年の段階では絵図のように再建されており、1864年の状況変化によって整理再編されていったのであろう。

幕末の尾張藩士

硯・水滴・印章は、出土遺物の中で文房具として括ることができるものである。一つ一つは高級なものではなく、一般的に江戸遺跡で見られる類のものである。しかしながら、殊に破片を含めると硯の出土量については相当な数となる。出土地点と共伴遺物の分析から、これらもやはり尾張藩川田久保屋敷長屋の尾張藩士たちの持ち物であった可能性が高い。19世紀の尾張藩士たちにとって、硯と水滴、さらに印章には、加工途中のものも含まれており、想像をたくましくすれば、尾張藩士の長屋での生活をかいまみることができるのではないか。そして、これらの硯や水滴が廃棄された1850年代後半の長屋焼失以後、これから述べる長屋の再建図と思われる資料が作成されている。そして、この長屋の居住者あるいは居住予定者の役職に、幕末期の動乱を写すかのように、「大筒打方」の文字がみられるのである。

4. まとめ 幕末期の水野原遺跡と維新後、今後の課題について

幕末期の水野原遺跡において、水野家下屋敷では三楽園焼の製作が行なわれ、尾張藩川田久保屋敷では尾張藩士の長屋としての利用がなされていた。このことは、幕末期の動向と密接に関わっている。三楽園焼の製作が行なわれたのは、10代紀州藩主徳川治寶が逝去し、水野忠央が藩の実権を握った嘉永安政の頃である。三楽園焼の製作のあり様やその性格は、この時期の水野家の動向と切り離して考えることはできないであろう。また、尾張徳川家川田久保屋敷の長屋についても、その居住者の性格などこの時期の様相を如実に表すものであった。

そして、隣接する水野家と尾張徳川家との間の土地の貸し借りや、そこで行なわれた騎馬訓練の実態についても、幕末期の両家の関係などを明らかにしていく上で大変興味深い。さらに、その後明治期に入って陸軍経理学校となる経緯など、今後につづく課題は多い。

幕末維新时期といわれるこの短い時期の間に、遺跡からこれほどの変化がみえたこと、そしてそこにみえる歴史の断片にその場面場面での志向をみることができたことが今回の大きな収穫であったと思う。

註

1) 名古屋市蓬左文庫所蔵。

本稿の内容と図版については、おおむね『水野原遺跡』2002新宿区生涯学習財団・『水野原遺跡』2003新宿区生涯学習財団による。文献調査については、吉崎雅規氏・吉田正高氏による成果に基づいている。なお、谷川章雄・榎木真・宇佐美哲也・工藤敏久・新免歳靖・兼中雪絵各氏をはじめ、執筆にいたるまでに多大なご協力を賜りました。記して感謝申し上げます。

津久井城関連遺跡の発掘調査

池田 治

((財)かながわ考古学財団)

はじめに

今回紹介する「津久井城関連遺跡」は、神奈川県津久井郡津久井町根小屋字根本・字城坂に所在し、津久井町と城山町の境に聳える標高375mの城山の南西麓に位置している(第1図)。

ここで称する「津久井城関連遺跡」は、県立津久井湖城山公園の整備事業に伴って1998年度から2002年度にかけて(財)かながわ考古学財団が実施した発掘調査を総称(仮称)するものであり、遺跡名や事業名ではない。この調査の対象となった遺跡は「津久井城跡」、「代官守屋左太夫陣屋跡遺跡」、「根小屋根本遺跡」の3遺跡であるが、それぞれ隣接する遺跡であり、地名が示すように「津久井城」の根小屋地区として密接に関連していると考えられる(第2図)。

本調査以外にこれまで津久井城跡に関連した発掘調査は、1995年に「御屋敷跡」の確認調査が神奈川県津久井土木事務所の依頼を受けて津久井城址調査団によって行われ、引き続いて1996年から2002年にかけて津久井町の学術調査として津久井城遺跡調査会・津久井城遺跡調査団によって「御屋敷跡」の発掘調査が行われている。特に1995年の調査は、公園計画策定と遺跡保護との調整の必要性から津久井城に関する文献調査、地名・伝承の聞き取り調査、現地踏査と併せて総合的に行われており、以下の文献記事と略年表(第3図)はこの調査報告(津久井城址調査団1998)による。

「津久井城」は、『新編相模国風土記稿』に三浦氏の出である筑井(津久井)氏が宝ヶ峰に築城したのを初めとするという伝承記事があるが、確実に文献に現れるのは、大永5(1524)年に武田信虎が侵入し北条氏綱と合戦、「津久井城不落」という記事(『妙法寺記』)が最初である。

津久井城の城主は北条氏配下の内藤氏であり、天正18(1590)年の豊臣秀吉の小田原攻めに際して内藤氏は津久井城に籠城したが、徳川家康家臣の本田忠勝らによって攻められ、6月25日に落城(降伏)している。

以後、津久井城は廃城となり、当地(津久井)には代官が置かれた。代官は守屋氏であり、慶長13(1608)年から二代にわたり当地域の代官を務めて、正保元(1644)年に駿河に支配替えとなった。この後、当地には代官は置かれず、代官陣屋跡は寛文4(1664)年の検地では畑地になったと言われている。代官守屋左太夫陣屋跡遺跡は、代官陣屋があったという伝承地である。

代官以後に根小屋地区の支配および集落がどのように推移したか詳細は明らかではないが、代官支配から名主支配へ変わったようである。文化13(1816)年には根小屋村名主島崎得太郎律直が『津

久井古城記』を城山山頂に建てている。名主島崎氏は酒造なども行っていたらしいが、明治末年に破産

しこの地から去ることになる。根小屋根本遺跡の調査地点は、島崎家のあった場所である。

以上の津久井城根小屋地区に関する中近世の歴史をおおまかにまとめると、津久井城以前（中世前期以前）、津久井城（内藤氏）の時代、代官陣屋（守屋氏）の時代、名主島崎氏の時代（近世中期以降）に分けて捉えることができる。

発掘調査の概要

以下に各遺跡の調査概要を紹介する。遺構数や名称は確定したものではない。

根小屋根本遺跡（第4図）

調査地点は縄文時代の遺跡「津久井町No.40遺跡」として周知されていた。調査地点の北東側は「代官守屋左太夫陣屋跡遺跡」である。調査地点がある根小屋字根本1番地は、旧根小屋村の名主であった島崎氏が、江戸時代後半から明治時代の間、居を構えていた場所である。島崎氏は幕末頃には酒造も行っていただようである。

調査の結果、中世～近世・近代初頭の竪穴建物跡・竪穴状遺構11、布基礎建物跡1、掘立柱建物跡5（以上）、井戸跡7、溝状遺構6、土坑130、窯状遺構、柱穴多数が発見された。また調査範囲の北西半分は切り土により、南東半分は盛り土して平坦に造成していることが明らかになった。この他に縄文時代の落とし穴状土坑9、集石4が発見されている。

近世の遺構は調査範囲のほぼ全面に分布しているが、特に北西の部分と北東部分に土坑や竪穴状遺構が集中して多い。「逆L字」形の調査区に囲まれる部分に中心家屋跡があると考えたい。調査区中央には南北に長い布基礎建物跡がある。詳しい時期は不明であるが、土蔵のような建物が想定される。また長方形の竪穴の中に柱穴が巡る竪穴建物跡も発見されたが、機能は明らかではない。

整地層は出土遺物から18世紀以降の所産と判断されるが、整地層の下からは土坑や柱穴群が発見され、また遺構街ではあるが17世紀前半の陶器が出土していることから、津久井城跡または代官陣屋跡の時代にも何らかの遺跡があったことは確実と考えられる。調査の結果、発見された遺構は、江戸時代後半～明治時代前半（18世紀後半～19世紀）、中世～近世前期（16世紀～17世紀）、縄文時代の3時期があることが明らかとなった。

津久井城跡（第5図）

津久井城跡の調査地点は、津久井町が学術調査を行っている「御屋敷跡」の下の郭にあたり、「牢屋の沢」に面している。ここの調査では、敷石遺構2、土壘2、版築遺構1、段切り遺構1、溝状遺構3、礎石建物址1、掘立柱建物址1、柱穴等31、土坑19、集石3、道状遺構2等が発見された。

遺構は、2面に分かれて発見され、表土層直下では土坑19と集石1、溝状遺構1、礎石建物址、掘立柱建物址、柱穴群が発見された。これらの遺構はローム層もしくは埋土整地層を掘り込んで作られているが、覆土の土質によって2時期に分けられる。土坑、集石、東西溝は覆土に富士宝永火山灰の粒子を含んでいるので、18世紀以降に位置付けられる。この他の礎石建物址、掘立柱建物址、

柱穴群は、覆土に富士宝永火山灰を含んでおらず、整地層と同様の土が覆土の主体となっていた。このため、中世の遺構を埋めた後で、且つ宝永火山灰降下以前の時代に作られた遺構と考えられ、凡そ17世紀代と推定される。埋土整地層の下では、段切りと南北溝、土塁、版築層、敷石遺構が発見された。土塁はローム層を削り出して作られていて、上部は削平されていると考えられるが最も高いところで60cm近くの高さが残っていた。土塁は沢に沿って南北方向に作られ、調査区中央部で出入口状に途切れている。調査区東寄りには、土塁と並行して段切りと溝が作られていて、土塁と段切り・溝の間は版築層が形成されていた。また、土塁と沢の間にも版築層が作られ、版築層の層中に敷石面（敷石遺構）が構築されていた。版築層からは16世紀代の陶器が出土しており、これらは中世戦国期の遺構と考えられる。敷石遺構は2カ所並んでいるが、両者とも版築層中にあり且つ層位が異なる。また石の敷き方も異なっている。この調査では出土遺物は少なかったが、中世戦国期から近世前期の遺構の変遷が捉えられた。

代官守屋左太夫陣屋跡遺跡（第6図）

1998年度のトレンチ調査で、調査範囲全面に整地面および中近世の遺構が分布していることが明らかとなった。2001年度と2002年度の調査でも同様の調査結果である。

この遺跡は、南面する緩斜面を造成して造り出された平坦地に立地している。東側は「牢屋の沢」を挟んで「津久井城跡」、南西側は「根小屋根本遺跡」と隣接している。

調査の結果、礎石建物跡1、掘立柱建物跡5（以上）、柱穴列1、竪穴状遺構9、井戸跡3、溝状遺構24、硬化面、土坑100以上などが発見され、他に掘立柱建物跡の柱穴と思われるピットが多数発見された。中でも礎石建物跡は6間×5間の規模で、17世紀代の陶磁器とともに検出された。また掘立柱建物跡の柱穴は直径50～60cm、深さ60～120cmにも及ぶ大型のものが多く、一般的な建物とは異なるようである。また調査地点がある平坦地は切り土・盛り土による整地の結果であり、遺構の構築状況から、この整地造成は中世から近世初頭までの時期に行われたと考えられる。出土遺物は、陶磁器、土器、瓦、中世渡来銭、金属製品などがあり、陶磁器や土器の全体的な年代は17世紀代のものが多いようであり、16世紀に遡るものも見られる。ここでは近世初頭頃の整地面と17世紀代の建物跡が発見され、遺跡の主体はこの時代のものである。

おわりに

城山（津久井城跡）の南西麓に所在する3遺跡の調査をとおして、津久井城根小屋地区の中世から近世・近代の変遷を多少なりとも考古学的に明らかにすることができるのではないかとと思われる。また少量ながら中国産染付、中世瓦、武具らしき金属製品などが出土しており、遺物の上でも興味深いものがある。出土品整理途中であり、遺物や個々の遺構の年代観について具体的ではないが、津久井城跡、代官守屋左太夫陣屋跡遺跡、根小屋根本遺跡は、それぞれ記録や伝承に沿った時代変遷を経ているようである。ただし各遺跡とも中心となる時代以外の変遷は不明確な点が多いので、相互に補完して検討していきたいと考えている。

参考文献

- 津久井城址調査団 1998 『津久井城』
- 津久井城遺跡調査団 1997 『津久井城の調査』
- ” 1998 『津久井城の調査』
- ” 1999 『津久井城の調査』
- ” 2001 『津久井城の調査』
- ” 2002 『津久井城の調査』
- ” 2003 『津久井城の調査』
- (財)かながわ考古学財団 1999 『年報 6 平成10年度』
- ” 2000 『年報 7 平成11年度』
- ” 2001 『年報 8 平成12年度』
- ” 2002 『年報 9 平成13年度』
- ” 近刊 『年報10 平成14年度』

上福島中町遺跡

伊平 敬

(群馬県埋蔵文化財調査事業団)

1、遺跡の概要

中町遺跡は、利根川河川改修工事(旧堤防を除去、新堤防を造る河川敷拡幅工事)に伴い発見された遺跡で、佐波郡玉村町上福島中町の利根川左岸に位置する。平成13年6月より堤防外側から着手した調査では、天明3年(1783)の浅間山噴火により放出された軽石(A s - A)と噴火に伴い発生した泥流により埋没した建物・畑、等の江戸時代の村の一部を当時の姿そのままに発見した。この年の調査は堤防外側を更に西に進む形で継続し、新たに建物や畑

遺跡の位置(国土地理院1/2500)

・道の延長部分を発見した。また、泥流により埋没した遺構以外に、寛保2年(1742)の洪水により埋没した建物、更に、中世の屋敷跡、平安時代の縦穴住居、古墳時代の溝、等の遺構を発見している。翌14年は堤防を除去しながら新しく堤防を造る工事と並行して調査を進めることとなり、4月～7月と10月の2回に分けて行われた。14年度の調査でも、新たに建物や畑・道の延長部分を発見し、更に、利根川と並行して走る土手の一部と調査区中央に南北に走る現道下に畑を発見した。この14年度調査では堤防工事の制約から中世面以下の調査は行っていない。下の図は、平成13・14年の調査において天明3年の面で発見された遺構の全体図である。調査区中央にあった現道から西側が 区、東側が 区となる。

2、検出された遺構

記録では、天明3年7月8日(1783,8,5)の大噴火に伴う泥流は吾妻川から利根川に流れ込み、流域の家や畑を呑み込みながら午後2時前後に上福島村に押し寄せ、村内の家屋101軒のうち49軒が被災、24軒が流出、24軒が泥入の被害を受けたとある。今回の発掘調査により発見された遺構は、建物9軒・井戸2基・便所6軒・堆肥場3・道・土手・溝・畑、等である。南に流れる利根川の川原石を利用したのか、建物や便所の基礎、あるいは井戸・溝の壁面保護として丸歴が多く利用されている。建物内部は、屋根があったためか軽石が積もった形跡はなくその後押し寄せた泥流が厚く堆積している。遺跡に厚く堆積する泥流は、吾妻川・利根川を流れながら流域に甚大な被害を及ぼし、上流の渋川市付近では時速16~17km程の速さでドロドロの状態であったといわれている。上福島の調査でも、畑や道の上に多量に残る軽石や建物内に発見された遺構・遺物の残存状況から、ほぼ同様な状況であったと推察された。おそらく、泥流は一気に押し寄せたのではなく、一端、壁によって止まり、その後ゆっくり時間をかけ建物を埋めていったものと思われる。この状況が明瞭に把握できるのが、区1号建物である。以下区で発見された建物の概略を述べる。

1号建物は、南北約7m、東西約10mを測り、東西に長い建物である。この建物の厚さ6cm程の西壁は内側に傾きながらも立ったまま、あるいは途中で折れ内側に倒壊した状態で検出されている。この1号建物ほど明瞭ではないものの、区3号・4号建物においても同様の状態が看取できた。また、倒壊した土壁の下に竹状の物により造られた床、更にその下より囲炉裏を検出した。囲炉裏上に床が存在し、その上部まで灰が満たされている状況から鑑み、噴火時には囲炉裏区1号建物(北西より撮影)は使用されていないかと思われる。囲炉裏上の床は取り外し自在な床であろうか。また、柱等の建築部材は遺在しないものの、材が腐食し空洞になったところには細粒砂が置換しており、建物の構造はかなり具体的に把握できた。

6号建物は、南北約7m、東西約6mを測り、やや南北に長い造りとなっている。この建物には南北に長い造り以外にも、他の建物にはない下記の如く特徴が看守された。堅緻な土間と思われる箇所は南と東のごく限られた場所だけで少ない。土間以外の土は柔らかく大部分は床が張ってあったと思われる。南側の「入り口」脇に「内便所」があり木桶や常滑製の大甕が便所や溜として利用されている。囲炉裏前に粘土で造られ区6号建物(北より撮影)

た置き台状の構造物がある。礎石並びは単純な長方形ではなく出が多い。この様に特異な印象を受ける建物は如何なる目的で建てられたのであろうか、「隠居屋」或いは「客人を接待する建物」、等色々考えられるが詳細は不明である。また、この建物には建築時の墨痕が残る礎石も数個検出された。

2号建物は、南北約6m、東西約10mを測り、東西に長い。中町遺跡で発見された建物では最大で、建物北側・東側に巡る礎石は2重、場所によっては3重となる。この建物だけに発見された「馬屋」には糞尿を溜める桶や竈と思われる施設も検出された。馬屋西側に土間があり囲炉裏は建物のほぼ中央、建物北側には排水桶があった。また、西壁は一部外側に張り出しており、そこよりおろし金・矢立・印籠・位牌、等が集中して出土している。前庭は南東隅にある「堆肥置

区2号建物(北西より撮影)

き場」に向けて僅かに傾斜し、庭西側には作業小屋と思われる7号建物も発見した。

平成14年度4月より調査を行ったのが、調査区中央の現道より東側、区である。この調査区では、建物や畑以外に畑を囲むように設けられた溝とその外側に利根川と並行して走る「土手」の一部を発見した。この調査区で発見された畑を含め、中町遺跡で発見された畑は、建物の東、南、西側に配置され庭や道の面より一段高くなっており、溝や土手で一定の大きさに画され、その中を更に畝幅や方向の異なる小区画に分割して耕作されている。畑の形状、面積、畝方向、畝

区全景(東より撮影)

幅に違いがみられることから、作物の種類や耕作時期に違いがあったと考えられる。また、各建物を結ぶ道や建物前に広がる庭は、酸化鉄分が凝着し踏み締まりは非常に強い。

3、天明3年より古いと思われる遺構

江戸時代の諸記録によると群馬県域には100回以上の大洪水があったとされ、その中でも寛保2年(1742)8月1日の大洪水が最大の被害を与えたと記録されている。玉村には当時の様子が生々しく記されている村明細帳が残っている。その内の1つ福島村明細帳には、「当村の土地は現在砂に砂地に変わってしまったが、これは寛保2年の大洪水によって、耕土が流されその上に川砂が残され、当村はそれ以降農耕に大きな被害を被っている」と、また齋田村村明細帳には、「寛保2年の洪水で、悪い土砂が田に入り以前のような良い土質ではなくなった」と記されている。中町遺跡が発見された上福島村には明細帳に残る記録は無いが、村内に在った番所は洪水により流出し

ておりかなりの被害があったことが推察できる。

今回の調査では、区2号建物・3号建物の20cm程下に古い時期の建物や庭・畑を発見している。遺構を覆う土が細粒砂質土、出土遺物の時期が天明3年の面で出土した遺物の時期と大差がない、等から考え発見した遺構は寛保2年の洪水により埋没した遺構と考えている。この面で検出した遺構は建物・畑・庭・便所、等であるが、どの遺構も天明3年の面で検出した遺構の位置と大差なく、洪水被災後も同じ様な土地利用がなされたことが窺えた。

また、寛保2年の洪水砂により埋没した便所付近では、土質の違う土がブロック状に混入する意図的・人為的な埋土を持つ2基の「溜」が発見された。現代でも、最近まで使用不能となった「溜」は数十年毎に造り替えたといわれている。今回発見された2基の「溜」がそのような意図で人為的に埋められたものとするれば、寛保2年から遡ること数十年前より、玉村上福島村に人々が居住していたと考えることもできよう。

寛保2年の遺構

古い時期の溜跡

4、まとめ

中町遺跡の発掘調査では、多くの貴重な発見を得ることが出来た。

天明3年の浅間山噴火に伴う軽石や泥流の下からは、今から約220年前の江戸時代、玉村上福島村の建物・畑・道・庭、等が当時の姿そのままに発見され、村の区画や土地利用・建物の構造、等が具体的に把握できた。また、利根川流域に多大な被害を及ぼした天明泥流は、上流の渋川市中村付近では時速16km前後、泥流の襲来を1km手前で気づくと、到着まで2分半～5分という速さであったといわれていたが、ここ玉村上福島村においても、畑・道等に残る軽石や遺構・遺物の検出状況からほぼ同様な状態であったことが推察された。

また、天明3年の下面で検出した遺構は、天明泥流下で発見された遺構とほぼ同様な土地利用であった。発見された遺構は覆土・遺物等から判断して寛保2年の洪水に埋没した遺構であると思われる、寛保2年以前より天明3年と同じような土地利用がされていた状況が看取された。更に、人為的に埋没された2基の「溜」が発見され、寛保2年以前から上福島村には人が居住していた可能性が出てきたことも大きな成果であったと考える。

第92回例会のご案内

日 時：2003年9月18日（木）18:30～

内 容：関口慶久氏（豊島区遺跡調査会）

「江戸近郊寺院の発掘調査 - 豊島区巣鴨遺跡真性寺地区 - 」

会 場：江戸東京博物館 第2学習室

（大階段北側の通路を東に進み、駐車場の
脇を直進し、左側の夜間入口より入る）

交 通：JR総武線両国駅西口改札 徒歩3分

都営大江戸線両国駅（江戸東京博物館前）

A4出口 徒歩1分

問合せ：江戸東京博物館

03-3626-9916（小林）

東京大学埋蔵文化財調査室

03-5452-5103（寺島・堀内・成瀬）

江戸遺跡研究会公式サイト

<http://www.ao.jpn.org/edo/>

【編集後記】

第92号をお届けします。前回7月19日（土）に行った「特別例会」はみなさまのご参加をいただき大変盛会となりました。ありがとうございました。